熊日1959.11.20

水俣紛争の調停委

一両日中に人選

県会、言論界などから

知事言明

水俣病をめぐる新日窒水俣工場と不知火海沿岸漁民の紛争解決のため上京していた寺本知事は、十九日帰任し❶新日窒本社の吉岡社長が希望した「公正な委員会」は一両日中に顔ぶれを決める❷構成は言論界や県議会の代表など七人前後になる❸この委員会は水質保全法にもとづく仲介委員会とは別個のものであるなどの諸点を明らかにした。知事は直ちに委員の選考を進め、来月早々にも会社と漁民側に調停案を提示したい意向である。

水質保全の仲介委とは別個

知事は十九日朝、公舎に岩尾県議会議長、堀川同副議長、田中水俣病対策特別委員長を招き、会社側が知事にあっ旋を依頼したさい要望した「公正な委員会」の構成や臨時県議会の招集問題などを協議した。その結果、調停委員会の顔ぶれを県当局、県議会、水産界、工業界、言論界、地元、水質保全法にもとづく仲介委員の各グループからそれぞれ一人ずつを選ぶこと、臨時県議会はあっ旋の進展をみたうえで考えるとの基本態度を決めた。

通産省と吉岡社長は知事が上京したさい、水質保全法で規定された仲介委員会をこの調停委員会とするよう要望したが、知事としては、通産省の監督の下で調停委員会を動かせば解決が長びくとの判断でこれを断わり、同省と吉岡社長も知事の意向を了承したといわれる。また調停委員から原因究明にたずさわった熊大医学部関係者一応はずしたのは、さる十二日の厚生省食品衛生調査会の答申で病気の原因に結論が出されたためである。

調停案の内容は不知火海沿岸漁民に対する補償金や同海域の魚の信用回復問題が中心となろうが、このほか水俣湾内の工場排出物（ドベ）の除去を会社がやるかどうかなどの問題も含まれるもよう。

漁民と会社の対立が激しかっただけに、今後の調停には難問題をかかえているが、知事としては今後早急に調停委員の人選を進め、会社と漁民双方に下交渉をつづけながら、最後的調停案を来月初旬にも双方に示したい考えである。

寺本知事の話　漁民の窮迫した状態は水質保全法で考えているような容易なものではない。また同法に束ばくされては解決が困難だからその旨を通産省と会社に説明、了解をえた。しかし同法の精神は尊重したい。調停案を今月中につくるのは困難だが、来年に持ち越すことは避ける。とにかく急ぎたい。調停案は下交渉をしたあとの最後的なものになる。もし会社側がこれを拒めばある種の決意を会社側にうながすことになろう。

含みある吉岡発言

知事に一応の成算か

解説

◇…寺本知事の帰熊と吉岡社長の熊本乗り込みで水俣病問題をめぐる漁民と工場のあっ旋は早急に開始される見通しとなった。しかし、漁民と会社の考え方にはまだ相当なへだたりがある。吉岡社長は"理屈だけはいわぬ。政治的解決を"と含みをもたせた発言をしているが、病気そのものの補償は"原因が工場にあるとの科学的判定がまだ一〇〇%明らかでない"として出す考えはなく、また工場汚水の賠償も"見舞金"的なものにしたい気持ちのようだ。

いっぽう漁民側では"水俣病被害で三十一億円の被害を受けた。病気も工場廃液によるものだ"といっている。

◇…この両者の考え方をどう調整するかが焦点となるが、寺本知事の胸中にはすでに一応の成算があるようでもある。知事と委員会のあっ旋が難航した場合、知事は委員会をとりまくいくつかの"関係筋"に政治的手を打つだろう。新日窒の姉妹会社である旭化成の片岡社長は知事の選挙スポンサーの一人だったともいわれ、陰に陽に問題解決の方向で知事と新日窒の間をとりもつことが予想される。また漁民に対しては県議らが説得に動くだろう。今後のあっ旋の進展につれて、これらの舞台裏交渉が活発化するものとみられる。

◇…寺本知事が敬遠した水質保全法にもとづく仲介委員会とは、同法第二十一条の規定でつくられるもので、本県でもさる八月、一般公益、工業、農業、水産業など各界から十人が委嘱された。工場廃水問題で紛争が起きたときは、当事者が和解の仲介を知事に申し立て、仲介委員会が解決に乗り出す仕組み。

この段階では通産省の意向が委員会に入ることはないが、仲介委員の請求があれば、知事は通産省などに技術的知識の提供を求めることになっており、ここで間接的な指導、監督を受ける。これを知事がきらったもようだ。

また同省が会社側をバックアップするのではないかとの一般的感念もあり、その懸念を除くためにも、仲介委員会とは別個の委員会を知事がつくろうとしているのではないかとの見方もある。（M）